

吉見町指名業者選定基準

〔令和4年2月18日〕
町 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、法令、吉見町契約規則（昭和41年吉見村規則第4号）、吉見町競争入札等業者選定委員会規則（令和4年吉見町規則第6号）及び吉見町競争入札参加者の資格等に関する要綱（令和5年吉見町要綱第12号）に定める契約に関する指名業者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(選定基準)

第2条 指名業者の選定に当たっては、町内業者の育成に配慮するとともに、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し選定するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 地理的条件
- (3) 技術力
- (4) 安全管理の状況
- (5) 労働福祉の状況
- (6) その他

2 前項の規定は、別表「指名業者選定運用基準」に定めるところにより運用するものとする。

(選定業者数)

第3条 1件当たりの選定業者数は、次の表に掲げる設計金額に応じ、区分するものとする。ただし、登録業者数、技術力等の事情がある場合は、必要な範囲で選定業者数を減らすことができる。

設 計 金 額	業者数
1,000万円以下	5以上
1,000万円を超え5,000万円以下	5以上
5,000万円を超え1億円以下	7以上
1億円を超える	8以上

(選定方法の例外)

第4条 技術的条件、自然・地形的条件、周辺環境条件又は緊急性等の相当な理由があると認められる場合は、第2条の規定にかかわらず、ほかに適当であると認められる者を選定することができる。

2 特定の者一人を選定するときは、内容、特殊性、他の者との競争の必要性の有無等を総合的に勘案して、相当な理由があると認められるときに限り選定することができる。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

別表

指名業者選定運用基準

指名基準項目	基準
1 経営状況	ア 経営状況の健全性（ただし、単に赤字決算のみをもって指名除外としないこと。）
2 地理的条件	ア 契約権限のある本店又は営業所等の所在地と工事等の場所
3 技術力	ア 技術者数及び当該工事等と同種工事等の手持ち量から見た当該工事等の施工能力
4 安全管理の状況	ア 建設業労働災害防止協会加入実績 イ 町発注工事等についての過去一定期間における死亡事故等の発注状況
5 労働福祉の状況	ア 勤労者退職金共済機構（建退共）等との退職金共済契約の締結状況
6 その他	ア 過去一定期間における指名停止又は指名除外若しくは建設業法等の違反処分状況 イ 過去一定期間の指名回数、契約実績等との比較 ウ 工事請負契約書及び入札参加時における違反状況 エ 格付けと当該工事の規模との関連性及び同一格付け内における施工能力、経営内容と工事規模との均衡

※本表は、建設工事の指名業者選定を前提にしたものであるので、建設工事以外の業者の選定に際しては、「工事」を適宜読み替えて準用する。